

# こども誰でも通園制度 を利用しませんか？

●問い合わせ／子育て施策推進係 ☎53-3333

しんりゅう保育所 ☎52-3035

## Q. こども誰でも通園制度とは？

A. 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付として創設された制度で、令和8年4月より全国の自治体で実施されています。

## Q. 利用対象者は？

A. 保育所などに通っていない0歳6ヶ月未満から満3歳未満のこども  
※3歳になる誕生日の前々日まで利用可能です

## Q. 利用できる施設や時間は？

A. 利用できる施設は、厚岸町立しんりゅう保育所です。  
利用可能日時は、平日の9時30分から11時30分までで、1日あたり3人までのこどもが利用できます。  
また、こども1人につき月10時間まで利用が可能です。  
※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません  
※食事(給食、おやつ、ミルクなど)の提供は行いませんので、事前に食事を済ませてからご利用ください

## Q. 利用料金は？

A. 利用料金は無料です。

### 利用までの流れ

- ①つうえんポータルサイトにアクセスし、利用申請を行う
- ②アカウント発行・パスワードの登録を行う
- ③厚岸町が認定証を発行する
- ④利用を希望する5日前までに、保健福祉課子育て施策推進係で利用登録の申請を行う
- ⑤しんりゅう保育所で事前面談を行う
- ⑥利用開始

※パソコンやスマートフォンをお持ちでない人や操作に不安がある人は、子育て施策推進係の窓口で、申請書に記入いただき申請することも可能です



つうえんポータルはこちらから▶

